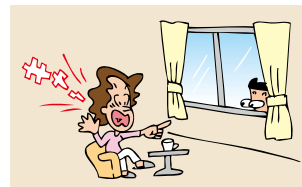


迷惑行為

被害に遭った場合には、すぐに110番通報するか、近くの人に大声で助けを求めてください。

警察では、「福井県迷惑行為等の防止に関する条例」(迷惑防止条例)などを適用して犯人を検挙します。

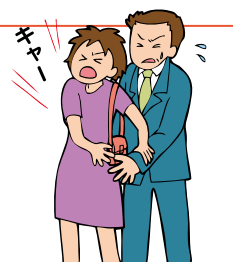


次のような事例は、迷惑防止条例違反です。
すぐに警察に通報してください。

1 痴漢された

人を著しく羞恥させるなどの方法で、衣服等の上から、または直接人の身体に触れる行為

事例 列車内で、胸やふとももを触られた。



2 のぞき見された

衣服等で覆われている人の下着等をのぞき見たり、更衣室、トイレ、お風呂などで衣服の全部や一部を脱いでいる状態の人ののぞき見る行為

事例 入浴中に外からのぞかれた。



3 盗撮されそうになった

盗撮する目的で、スマートフォン等のカメラを、

- 衣服等で覆われている人の下着等を写すことができる位置に置いたり、人に向ける行為
- 更衣室、トイレ、お風呂などで衣服の全部や一部を脱いでいる状態の人を写すことができる位置に置いたり、人に向ける行為

事例 トイレ個室内にカメラが設置されていた。



4 盗撮された

スマートフォン等のカメラを使用して、

- 人を著しく羞恥させるなどの方法で、下着等を撮影する行為
- 更衣室、トイレ、お風呂などで衣服の全部や一部を脱いでいる状態の人を撮影する行為

事例 書店で、携帯電話のカメラでスカートの中を撮影された。



5 卑わいなことを言われた・された

事例 道路を歩いていたらスカートをめくられた。

6 いやがらせをされた

恋愛感情に基づかない嫌がらせ行為（ストーカー行為参照）をする

事例 拒否しているのに、SNSを通じたメッセージ、ブログへのコメントを連続して送りつけられた。



6月以下の懲役 又は 50万円以下の罰金

盗撮行為は、1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金

あなた自身ができること

痴漢

- 歩きながら携帯電話を使用したり、音楽を聴いたりしない。
- バッグの見えやすい場所に防犯ブザーを取り付ける。
- 周囲に目を配り、「ちょっと変」と思ったらできるだけ離れる。
- 「痴漢!」「やめてください!」とはっきり言う。

のぞき見・盗撮

- 書店での立ち読み、デパート等のエスカレーターでは、後方に注意する。
- 自室の窓には厚手のカーテンをつける。
- 入浴中は浴室の窓を閉める。